

平成14年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社安楽亭
代 表 者 名 代表取締役社長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長
小 松 功 一
(TEL 048 859 0555)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成14年5月31日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記の要領で、ストックオプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成14年6月27日開催予定の当社第24期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを狙いとして、ストックオプションの目的で当社および当社子会社の取締役・監査役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役・監査役、従業員および従業員として採用を予定する者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式340,000株を上限とする。

なお、新株予約権を発行する日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

340個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、付与株式数は上記(2)と同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額(以下「払込金額」という)は、新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値または新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に、1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成24年6月26日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の役員が任期満了により退任した場合、および当社の従業員が定年退職をした場合その他これらに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が、故意または重大な過失によって、当社の信用を毀損し、または当社に業務上の損失を与えたとき、もしくはこれに準ずる行為があったときは、新株予約権を行使することはできない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案および当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が、当社株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使で

きなかった場合、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

上記のほか、当社はいつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注1) 上記の内容につきましては、平成14年6月27日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

(注2) 新株予約権の細目事項につきましては、平成14年6月27日開催予定の当社定時株主総会以降の取締役会決議で定めるものといたします。

以 上